

## 一般財団法人目黒区剣道連盟剣道級位及び段位審査規程

平成 21 年 4 月 19 日制定 理事会第 10 号

平成 24 年 3 月 24 日改正

### (総 則)

第 1 条 一般財団法人目黒区剣道連盟（以下「連盟」という。）の定款第 4 条第 4 号の規定に基づき、連盟が行う剣道の級位及び段位の審査は、「一般財団法人全日本剣道連盟剣道称号・段位審査規則・細則および実施要領」及び「一般財団法人東京都剣道連盟における級位、段位・称号の審査等に関する規程および実施要領」によるほか、この規程に定めるところにより行うものとする。

### (級位及び段位)

第 2 条 この規程に基づく剣道の級位は 7 級以上 1 級まで、段位は初段以上 3 段までとする。

### (審査の対象)

第 3 条 この規程に基づく級位及び段位の審査は、連盟の会員に対して行うものとする。

2 一般財団法人全日本剣道連盟以外の団体の級位、段位の受有者は、連盟が行う審査を受けることができない。

### (審 査)

第 4 条 連盟は、級位及び段位の審査を毎年それぞれ 2 回ずつ行うものとする。ただし、理事会が特に必要があると認めた場合には、年 1 回に限り、臨時に級位の審査を行うことができる。

2 前項の期日及び場所並びに審査の細部については、その都度理事会に諮って理事長が決定する。

### (受審資格)

第 5 条 級位の受審資格は、次表のとおりとする

級位	受 審 資 格
1 級	小学校 6 年生若しくは満 11 歳以上の者
2 級	満 10 歳以上で、3 級を受有後 1 年以上経過している者
3 級	満 9 歳以上で、4 級を受有後 1 年以上経過している者
4 級	満 8 歳以上で、5 級を受有後 1 年以上経過している者
5 級	満 7 歳以上で、6 級を受有後 1 年以上経過している者
6 級	満 6 歳以上の者
7 級	満 5 歳以上の者

(注) 1 2 級までは、受審級位を受けることができる年齢に達している者で、別記様式により連盟の登録団体会長及び指導長の推薦書を提出した者は、一回に限り年齢に該当する級位審査を受けることができる。

この場合の審査で不合格となった者は、次回以降の審査で 6 級又は現級位の次の級位から受けなければならない。

2 小学校 6 年生以下の者で、他の剣道連盟又は団体において級位を受有している者は、免状の写し等の当該級位を受有している証明がなければ級位審査を受けることができない。

2 段位の受審資格は、次表のとおりとする。

段位	受 審 資 格
初段	満 13 歳以上で、1 級を受有後満 3 ヶ月以上経過している者
2 段	初段を受有後満 1 年以上経過している者
3 段	2 段を受有後満 2 年以上経過している者

(注) 2 段以上の段位を受けようとする者で、前段位を他の道府県で取得した者は、勤務先又は現住所が東京都内になければ受審できない。

(審査会)

第 6 条 級位審査会は、連盟の理事長が委嘱した剣道 5 段以上で 69 歳以下の審査員 5 名をもって構成する。この審査員のうち 1 名は、一般財団法人東京都剣道連盟（以下「東剣連」という。）の登録審査員（以下「登録審査員」という。）とし、登録審査員がいない場合には、審査員（東剣連が登録審査員に準じて認めた者）を充当する。

2 段位審査会は、東剣連の会長が委嘱した登録審査員及び審査員 6 名をもって構成する。このうち 1 名は、学科の審査を担当する。

(級位審査の基準)

第 7 条 級位審査の基準は、次表のとおりとする。

級位	着 装	審 査 の 基 準	
		実施種目	合 格 基 準
1 級	防具一式	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 切返し</li> <li>・ 互格稽古</li> <li>・ 木刀による剣道基本技古法</li> </ul>	切返し及び互角稽古でき、抜群の応用能力を修得し、かつ、木刀による剣道基本技稽古法「基本 1 から 9 まで」できる者であること。なお、次の事項も併せて採点するものとする。① 小学生は、初段位の審査を受審できる期間（1 級取得後 1 年 6 ヶ月～2 年）を考慮して、当該期間修行することにより、初段位に合格することが予測できる技量を有していること。② 中学生以上の者は、初段位の審査を受審できる期間（1 級取得後 3 ヶ月～1 年）を考慮して、初段に準ずる技量を有していること。
2 級			切返し及び互角稽古ができ、相当の応用能力を修得した者で、かつ、木刀による剣道基本技稽古法「基本 1 から 6 まで」できる者であること。
3 級			切返し及び互角稽古ができ、相当の応用能力を修得した者で、かつ、木刀による剣道基本技稽古法「基本 1 から 4 まで」できる者であること。
4 級		<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 切返し</li> <li>・ 互格稽古</li> </ul>	切返し及び互角稽古でき、一応の応用能力を修得した者であること。
5 級			切返し及び互角稽古できる者であること。
6 級		防具を着装し、元立ちに対しての切返し、基本	切返し、単一技（面打ち、小手打ち及び胴打ち）及び連続技（小手・面打ち、小手・胴打ち）ができる者であること。
7 級	稽古着・袴	礼法、体の運用、竹刀操作	礼法・構え方一体の運用及び素振り（前進後退正面・前進後退左右面）ができる者であること。

- 2 審査は、審査員5名のうち、3名以上の同意により合格とする。
- 3 3級の審査を受けた者のうち、特に技量優秀と認めた者は、2級に飛び級させることができる。この場合は、同日付けで3級及び2級合格者として登録する。

(段位審査の基準)

第8条 段位審査の基準は、「一般財団法人東京都剣道連盟における級位、段位・称号の審査等に関する規程および実施要領」によるものとする。

(審査参加料及び登録料)

第9条 級位審査の審査参加料及び登録料は、その額を別に定めるほか、次により取り扱うものとする。

- (1) 第5条第1項注書き1の規定により、級位審査を受けて合格した者のうち、無級の者は6級から、また級位を受有しているものは現級位から合格した級までの間の級位登録料の累計額を連盟に納付しなければならない。
- (2) 第7条第3項の規定により2級に合格したものは、3級及び2級の級位登録料の累計額を連盟に納付しなければならない。

2 段位審査の審査参加料及び登録料の額及びその取り扱いは別に定める。

(審査事務の処理)

第10条 審査会に、次の係を置き所定の事務を処理するものとする。

(1)本部

- ア 事務の統括に関すること。
- イ 運営・進行に関すること。
- ウ 成績の集計及び発表に関すること。
- エ 審査参加料及び登録料の収納に関すること。
- オ 審査請求事項の確認及び出欠に関すること。
- カ その他各係に属しない事務に関すること。

(2)立会

- ア 呼び出し及び記録に関すること。
- イ 立会に関すること。

2 前項の係員は、審査会ごとに連盟の理事長が委嘱する。

(一級合格証明書)

第11条 理事長は、1級合格者に限り、東剣連に申請し、1級合格証明書を発行を依頼するものとする。

(補 則)

第12条 本規程に定めるもののほか、剣道の級位及び段位の審査に関し、必要な事項は理事長が別に定める。

(改 廃)

第13条 本規程に改廃は、理事会の決議を経て行う。

(附 則)

本規程は、連盟の設立登記日（平成21年4月1日）から施行する。

(附 則)

本規程は、平成24年年4月1日から施行する。